

別紙「機器等の利用条件」

第1条(賃貸借等契約の成立)

1. 本サービスは、出店会員が利用会員に対して賃貸借等契約をするためのプラットフォームを提供するサービスであり、賃貸借等契約は、本条および出店会員が別途提示するところに従って、出店会員と利用会員との間に成立します。当社は本サービス上で行われる賃貸借等契約の当事者となるものではありませんが、利用会員と出店会員の間で何らかの紛争が生じた場合は、必要に応じて当社が介入し解決を図る場合があります。但し、本項の規定は、当社が、出店会員および利用会員の本サービスにおける利用を監督、監視、または紛争における仲裁をする義務を定めるものではありません。
2. 利用会員は、本サイト所定の方法または当社が別途定める方法に従って機器等利用の申込を行うものとし、この注文情報の送信が、当該機器等についての賃貸借等契約の申込みとなります。
3. 当社が前項の申込みを受信したときは、注文情報の受領確認と注文内容を記載した電子メール(以下「注文確認メール」といいます。)が出店会員に送信されます(注文確認メールの送受信時点では、まだ賃貸借等契約は成立していません。)
4. 第2項の申込みに対し、出店会員が注文を受領したことをお知らせする電子メールを発信した時点または本サイトの注文履歴に発送準備中の旨が表示された時点または本サイトにおける機器等ページに定める方法により、当該機器等について賃貸借等契約が成立します。なお出店会員は、本項の賃貸借等成立時点までは、購入会員が理由の如何を問わず賃貸借等契約をキャンセルできることを予め承諾します。
5. 利用会員が第2項の申込みをキャンセルすることができる期限、解約キャンセルの方法その他の条件等については、当社または出店会員が本サイトにおいて別途指定するものとしします。
6. 出店会員及び利用会員は、賃貸借等成立後の自己都合によるキャンセルはできません。なお、天災等のやむを得ない事情があるものとして当社がキャンセルを承諾した場合はその限りではありません。なお、利用会員は、賃貸借等成立後に利用会員の同意なく契約内容に変更があった場合は当社所定の手続きにより、注文をキャンセルできるものとしします。
7. 本条第2項乃至第4項の定めにかかわらず、本サイトにおける機器等ページにおいて、機器等の決済が出店会員自らが運営するウェブサイト上において実施される旨を定めている場合は、出店会員が別途定める契約条件に基づいて利用会員との賃貸借等契約が成立するものとし、利用会員は出店会員に対し直接代金の支払を行うものとしします。

第2条(機器等利用料等の支払い)

1. 利用会員は、本サービスに基づき成立した賃貸借等契約の内容に従って、機器等利用料の支払いその他の義務を履行するものとしします。当該支払いは、当社が別途定める方法により行うものとし、また、当社は、出店会員を代理して当該機器等利用料を受領するものとしします。
2. 利用会員が機器等利用料の支払いを遅滞した場合、利用会員は遅滞した額につき年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとしします。
3. 利用会員が賃貸借等契約に定められた利用期間を超えて機器等を使用した場合に

は、利用会員は出店会員に対し、賃貸借等契約で定められた延長料金(機器等ページ記載の料金および実際の延滞期間を基礎として算出される料金を意味します。)を支払うものとします。ただし、賃貸借等契約において予め利用期間が自動で延長する旨の定めがある場合、その他利用会員と出店会員または当社の間で別段の合意がある場合を除きます。

第3条(機器等の利用方法)

利用会員は、本条各項の定めその他、利用会員規約、出店会員が定める条件および注意事項を遵守することを要します。

(機器等の利用前の注意事項)

- (1) 利用会員は、機器等の利用に際し、機器等ページ、当社からのメールおよび本サイトで案内する注意事項、案内事項および機器等に付属する説明書等をあらかじめ確認し、遵守した上で機器等を利用することを要します。
- (2) 利用会員は、機器等に不備がある場合、機器等ページにおける説明と実際の機器等が異なる場合、梱包の不備により配送時に機器等が破損したなどの場合は、機器等を返品することができます。この場合、利用会員は、出店会員が責任を負うことに同意し、返金、機器等の引取、または交換等の対応については、出店会員が利用会員に対して行うものとします。
- (3) 利用会員は、第1条に基づき賃貸借等契約が成立した場合であっても、配送状況、交通事情、天候、天災の発生その他の事由により機器等の全部または一部が賃貸借等契約所定のお届け日までに届かないことがあることにつき、予め承諾するものとします。
- (4) 利用会員は、機器等の利用に際し、法令の定めによる諸官庁への届出または許可が必要なときは、出店会員および当社に事前に報告し、両者から承認を得た上で、利用会員の責任と負担においてこれを取得し、出店会員の指示に従うことを要します。届出または許可の不備により利用会員による機器等の利用が不可能となった場合、出店会員および当社はあらゆる責任を負いません。

(機器等利用中の注意事項)

- (1) 利用会員は、善管注意義務をもって機器等およびその付属品等を取り扱うものとします。
- (2) 機器等の利用により、機器等本体または付属品等を損傷し、汚損し、紛失し、または盗難にあったときは、利用会員はその損害(逸失利益を含みます。)を賠償することを要します。
- (3) 出店会員、機器等の所有者および当社は、機器等の利用に伴う人身事故その他、破損事故等のすべての事故についてあらゆる責任を負いません。

(機器等の返却における注意事項)

(8)利用会員は、予め賃貸借等契約の条件に自動で延長利用ができる旨の定めが

ある場合を除き、出店会員および当社の事前の承諾を得ることなく、機器等の利用期間を延長することはできません。

(9)賃貸借等契約に定められた利用期間の途中で利用会員が機器等を返却した場

合でも、利用料等の割引または返金等の措置はとりません。

(10) 利用会員が事前に申込んだ利用期間が満了したにもかかわらず機器等を返却

しない場合、出店会員は利用会員に対し、遅延した日数1日につき当該機器等の1日あたりの利用料の3倍の金額を遅延損害金として請求します。

(11)利用会員は機器等の利用後に付属品等を含めて原状に復帰することを要します。

(12)ご利用後汚れが著しい場合や、原状復帰が不十分な場合、利用会員は、清掃料金または追加の手数料を支払う義務を負う場合があります。

第4条(機器等の利用の中止)

以下のいずれかに該当する場合、賃貸借等契約締結後または機器等の利用開始後であっても、当社または出店会員は利用会員に対して通知することにより、機器等の利用を承認せず、または中止するよう要求することができます。この場合、機器等の利用の非承認または中止によって生じる損害は、利用会員の負担とし、利用会員は出店会員および当社に対し、その負担を請求することはできません。

- 1 利用会員が反社会的勢力、公序良俗に反すると認められる団体若しくは個人またはそれらと関係していると認められる団体または個人である場合
- 2 出店会員が、出店会員自らまたは当社を通じて、機器等の利用の申込者または利用会員等の本人確認に関する資料の提出を要求し、その結果、利用会員による機器等の利用が不適切であると判断する場合
- 3 機器等の利用内容が公序良俗に反し、または第三者に迷惑を及ぼすおそれがある場合
- 4 機器等の申し込み時に利用会員が提示する利用内容、利用用途または利用形態が不適切である場合
- 5 機器等の申し込み時に利用会員が提示した利用内容、利用用途または利用形態が実際の内容と異なる場合、または利用の申し込み時の情報の内容に誤りがあった場合
- 6 利用会員が、出店会員の事前の承諾を得ることなく、賃貸借等契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡し、貸与し、またはその他の方法で第三者に機器等を使用させた場合
- 7 次条の禁止行為に違反した場合、および利用会員規約、出店会員規約またはサービス利用規約に違反した場合
- 8 前各号の他、是正を求める当社または出店会員の通知にもかかわらず相当期間内に状態が解消されない場合

第5条(賃貸借等契約における禁止行為)

1. 利用会員は、本サービスに基づき利用会員と出店会員の間に成立した賃貸借等契約における契約上の地位または賃貸借等契約に基づく権利若しくは義務につき、出店会員の書面による事前の承諾なく、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 利用会員は、機器等の利用に関して以下の該当する行為を行うことはできません。
 - (1) 法令に反する、または反するおそれのある行為および法令で禁止されている商品・サービスの提供に機器等を利用する行為
 - (2) 公序良俗に反する、または低俗な行為およびわいせつ物や違法な商品・サービスの提供に機器等を利用する行為
 - (3) 申込内容と異なる方法、機器等ページの注意事項若しくは説明書で定められた使い方と異なる方法または社会通念を逸脱した方法で機器等を利用する行為
 - (4) 他人の権利または利益を侵害する可能性のある行為
 - (5) 他の利用会員または第三者に迷惑を及ぼすおそれがある行為
 - (6) 出店会員または当社に損失または不利益を与える行為
 - (7) 当社の事前の書面による同意を得ることなく出店会員と直接交渉し、契約し、またはその他の方法で接触する行為
 - (8) 出店会員の事前の承諾を得ることなく機器等を第三者に譲渡し、貸与し、またはその他の方法で第三者に使用させる行為
 - (9) 前各号の他、当社が不適切と判断した行為

第6条(賃貸借等契約の解除)

1. 出店会員は、以下のいずれかに該当する場合には、利用会員に対し、賃貸借等契約を解除することができるものとします。
 - (1) 利用会員が前条のいずれかの規定に違反した場合
 - (2) 利用会員が賃貸借等契約に定める利用会員の義務に違反した場合
 - (3) 利用会員と当社との間の利用会員規約に基づく契約が解除された場合
 - (4) 利用会員が賃貸借等契約またはサービス契約に基づく支払いを怠った場合
 - (5) 利用会員に対して、差押え、仮差押え若しくは競売の申立てがなされ、または利用会員につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の手続が申し立てられた場合
 - (6) 利用会員につき、解散若しくは事業の廃止の決議が行われた場合
 - (7) 利用会員が支払いを停止し、銀行取引停止処分を受け、または私的整理を開始した場合
2. 利用会員は、以下のいずれかに該当する場合には、出店会員に対し、賃貸借等契約を解除することができるものとします。
 - (1) 出店会員が賃貸借等契約に定める出店会員の義務に違反した場合
 - (2) サービス契約が解除された場合
 - (3) 出店会員が賃貸借等契約またはサービス契約に基づく支払いを怠った場合
 - (4) 出店会員に対して、差押え、仮差押え若しくは競売の申立てがなされ、または出店会員につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の手続が申し立てられた場合
 - (5) 出店会員につき、解散若しくは事業の廃止の決議が行われた場合

- (6) 出店会員が支払いを停止し、銀行取引停止処分を受け、または私的整理を開始した場合

第7条(存続規定)

第1条(賃貸借等契約の成立)第1項、第5条(賃貸借等契約における禁止行為)第1項及び本条の規定については利用契約の終了後も有効に存続するものとします。